

令和4年度標準保険料率算定結果一覧

※各市町は、激変緩和措置期間中(令和5年度まで)においては、県が示す「市町村標準保険料率」を参考とするものの、「準統一の保険料率」を見据えながら、資産割の廃止に伴う所得割の引上げや応能応益比率の割合調整を行いつつ、毎年度の保険料率を算定するため、「市町村標準保険料率」と市町が実際に定める保険料率とは異なる。

Table with 4 columns: 都道府県名, 内訳, 所得割率(%), 均等割額(円). Includes data for 広島県 (医療分, 後期高齢者支援金分, 介護納付金分).

Table with 4 columns: 区分, 法定の標準保険料率, 任意の標準保険料率. Includes rows for 激変緩和, 方式, 収納率, 法定外繰入.

Main table with 16 columns: 市町名, 内訳, ②市町村標準保険料率 (所得割, 資産割, 均等割, 平等割), ③市町村の算定基準に基づく標準保険料率 (所得割, 資産割, 均等割, 平等割), ④準統一の保険料率 (所得割, 資産割, 均等割, 平等割), 【参考】令和3年度 現行保険料率 (所得割, 資産割, 均等割, 平等割).

※介護納付金については、介護保険の第2号被保険者となる40歳以上65歳未満の者が負担する。